

第六号の二書式（第二十条の三関係）（A4）

記入例

建築士法第23条の6の規定による
設計等の業務に関する報告書

（第一面）

建築士法第23条の6の規定により、設計等
ます。この報告書の記載事項は事実と相違あり

愛媛県知事 様

スキャニング保存のため
製本・ステープル綴り等 不要
クリップ等にてご提出ください。

令和 3 年 2 月 4 日

（ 1 級 ） 建築士事務所
愛媛県知事登録 第 0123 号

建築士
事務所名称： 愛媛株式会社一級建築士事務所

〒790-0002

所在地： 松山市二番町4丁目1-5 建築士会館3階

電話： 089-945-5200

建築士事務所の開設者の氏名又は名称：

愛媛株式会社代表取締役 伊予 太郎

〔記入注意〕 建築士事務所の開設者が法人である場合には、法人の代表者の
氏名も併せて記載すること。

事業年度 令和 2 年 1 月から令和 2 年 12 月

個人事務所の場合は
1月～12月として扱います。

記入例

建築士事務所の業務の実績

〔記入注意〕

- 1 当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。
- 2 〔例〕

愛媛県	共同住宅	鉄筋コンクリート造 5階建延 700 m ²	設計及び 工事監理	平成 19. 2.1 19.10. 3
-----	------	--------------------------------------	--------------	---------------------------

建築物所在地都道府県	建築物の用途	構造及び規模	業務内容	期 間
<div style="border: 2px solid red; padding: 10px;"> <p>建築物の用途</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建築確認申請書に記された(記される予定の)或いは、現に供している「用途」 <p>記載すべき業務範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「建築物の設計」「工事監理」及び法第 21 条に定める「その他の業務」 <p>期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1つの業務が2ヶ年以上にわたる場合、当該事業年度に業務を行っていれば、記載。 <p>報告すべき実績が無い場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「業務実績なし」と記載して提出。 <p>業務報告は、「建築士事務所のPRの場である」とう認識に立ち、「私の事務所は、このような業務実績があります」という視点で記載してください。</p> </div>				

記入例

所属建築士名簿

氏名	一級建築士・二級建築士・木造建築士の別及び管理建築士である場合にあっては、その旨 (二級・木造建築士は登録を受けた都道府県名を記入)	建築士免許の登録番号	建築士法第22条の2第1号から第3号までに定める講習のうち直近のものを受けた年月日
えひめ はなこ 愛媛 華子	一級建築士 (管理建築士)		H31.4.13
いよ こじろう 伊予 子次郎 (H21.1.5入社)	一級建築士	〇〇〇〇〇〇	H30.9.13
しんぐう いっさ 新宮 一茶	一級建築士	〇〇〇〇〇	H31.3.13
どうご いずみ 道後 泉 (H20.9.30退社)	二級建築士 (愛媛県)	〇〇〇〇〇	H31.4.13
氏名	構造一級・設備一級建築士である場合にあってはその旨	構造一級・設備一級建築士証の交付番号	建築士法第22条の2第4号・第5号に定める講習のうちそれぞれ直近のものを受けた年月日
えひめ はなこ 愛媛 華子	構造一級建築士	〇〇〇〇〇	H30.3.3
しんぐう いっさ 新宮 一茶	設備一級建築士	〇〇〇〇〇	H30.3.3
計		一級建築士	3 名
		二級建築士	1 名
		木造建築士	名
		構造設計一級建築士	1 名
		設備設計一級建築士	1 名

建築士事務所に所属する建築士の「定期講習」の受講歴

管理建築士を記入

事業年度途中に移動のあった建築士にあっては氏名の下に、移動年月日を記載してください。

記入例

(第五面)

管理建築士による意見の概要

[記入注意]

当該事業年度における直近のものから順次記入して下さい。

管理建築士の氏名	建築士事務所の開設者に対して述べられた意見の概要	当該意見が述べられた日
愛媛 華子	設備設計については、外注ではなく、〇〇に担当させること。	R2.4.12
愛媛 華子	〇〇社本社ビル改築について、愛媛県景観条例に基づき、屋外広告が同社イメージカラーの使用が出来ないので、広告設置及びデザインについて、施主の了解を得るよう意見を述べた。	R2.12.4
<p>開設者と管理建築士が同一の場合又は 当該年度中に、報告すべき意見が無い場合 ・「該当なし」と記載してください。なお、該当がない場合であっても、添付を省略することはできません。</p>		